

議案の内容	
1. 執行役員の選任 (補欠執行役員の選任を含む)	・執行役員の選任に関しては、原則賛成するが、以下のいずれかの基準に該当する場合には執行役員の選任に原則反対する (1) 反社会的行為基準 ① 投資法人に反社会的行為(法令違反、行政処分等)があり、その責任が重いと判断される執行役員が辞任等していない場合 ② 投資法人および運用業務委託する資産運用会社に反社会的行為(法令違反、行政処分等)があり、その責任が重いと判断される役職員が執行役員に選任される場合 ③ 選任される執行役員に著しく投資主利益を毀損する可能性のある人物が含まれている場合 (2) 情報開示基準 ① 情報開示姿勢に問題がある場合 (3) その他 ① 上記で必要な場合、または経歴・資質等やガバナンス体制等から見て著しく投資主利益を毀損すると判断される場合には、特定個人の選任に反対することができる
2. 監督役員の選任 (補欠監督役員の選任を含む)	・監督役員の選任に関しては、原則賛成するが、以下のいずれかの基準に該当する場合には監督役員の選任に原則反対する (1) 反社会的行為基準 ① 投資法人に反社会的行為(法令違反、行政処分等)があり、その責任が重いと判断される監督役員が辞任等していない場合 ② 投資法人に反社会的行為(法令違反、行政処分等)があり、その責任が重いと判断される候補者が監督役員に選任される場合 ③ 選任される監督役員に著しく投資家利益を毀損する可能性のある人物が含まれている場合 (2) 独立性基準 ① 選任される監督役員に、当該投資法人での累積在任期間が 10 年超であるため、執行役員の職務執行の監督、資産運用会社との利益相反管理等を担うに足る独立性が保たれていないと判断される人物が含まれている場合

議案の内容	
	(3) 情報開示基準 ① 情報開示姿勢に問題がある場合 (4) その他 ① 上記で必要な場合、特定個人の選任に反対することができる
3. 規約の変更	(1) 発行可能投資口総口数の変更 - 発行可能投資口総口数の変更については原則賛成する - 但し、資本政策や業績に対して懸念のある場合、反対することを検討する - また、発行可能投資口総口数の具体的拡大事由が不明の場合は、原則反対する (2) 投資対象資産の拡大、縮小 - 投資対象資産に関して、拡大、縮小が行われる場合、原則賛成するが、業績寄与がないと明確な場合は反対を検討する (3) 運用報酬 - 資産運用会社等への運用報酬の引き上げに関して、合理的理由がない場合には、原則反対する (4) 役員報酬額の改定 - 役員報酬額の改定については、原則賛成する - 但し、以下のいずれかの基準に該当する場合には原則反対する ① 金額が社会通念上明らかに多額である場合、または金額が妥当な水準であるかどうかの判断ができない場合 ② 当該投資法人の財務内容が著しく困難な状況にあるにも関わらず増額改定を行おうとする場合 ③ 情報開示姿勢に問題がある場合 (5) 上記以外の規約変更にあたるもの - 原則賛成する
4. 会計監査人の選定	- 会計監査人の選定には原則賛成する - 但し、以下のいずれかの基準に該当する場合には反対することを検討する ① 当該投資法人が会計方針の相違を前提に会計監査人を変更しようとする場合

議案の内容	
	② 指名された会計監査人が当該投資法人の全投資主の利益代表にはなり得ないと判断される場合
5. 組織再編関連(合併、営業譲渡・譲受、投資口交換、投資口移転、会社分割等)	・ 組織再編関連の議案については投資主の利益が損なわれないかどうか検討して、個別に判断する
6. その他投資法人提案	(1) 自己投資口買付枠の設定、自己投資口の取得 ・ 自己投資口買付枠の設定、自己投資口の取得については、原則賛成する 但し、資本政策や業績に対して懸念のある場合、反対することを検討する (2) 第三者割当増資 ・ 第三者割当増資については投資主の利益が損なわれないかどうか検討して、個別に判断する ・ 特に、以下のいずれかの基準に該当する場合には反対することを検討する ① 特定の投資主の利益となる場合 ② 第三者割当増資により調達された資金の使用目的や、第三者割当増資の必要性に関して、十分な情報開示が行われない場合 (3) 資本減少 ・ 資本減少については投資主の利益が損なわれないかどうか検討して、個別に判断する (4) 執行役員、監督役員の解任 ・ 執行役員・監督役員の解任については、投資主の利益が損なわれないかどうか検討して、個別に判断する (5) 上記以外の提案で規約変更にはあたらないもの ・ 上記以外の提案で規約変更にはあたらないものについては、投資主の利益が損なわれないかどうか検討して、個別に判断する
7. 投資主提案	・ 投資主提案については、一部の投資主の利益となる場合、原則反対する 一方、全ての投資主の利益となる場合、原則賛成する